

五日市商工会役員候補者選挙公告

令和8年5月11日

会員各位

五日市商工会

このたび、「令和8年度 第66回通常総代会」（開催日時：令和8年5月25日（月）午後5時、開催場所：五日市商工会館 3階 大研修室）において、令和8年度五日市商工会役員候補者選挙を行うことに伴い、下記のとおり公告します。

記

1 役員候補者の資格

五日市商工会会員として令和8年4月1日時点で会員名簿に登録されている会員又は会員たる法人の役職員

2 役員候補の届出方法

立候補制

3 選出する役員数

理事 1名

4 受付期間等

- (1) 届出用紙 届出用紙は五日市商工会事務局に準備しています。
- (2) 受付期間 令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）（土・日除く）まで
- (3) 受付場所 五日市商工会事務局
- (4) 受付時間 午前9時から午後5時まで ※最終日午後5時厳守

5 役員候補者選挙の方法

運営規約第12条に定める役員選任の方法に基づき行う。

6 参考資料

役員選任に関連する定款、運営規約等の条文は別紙のとおり

以上

役員選任に関連する定款、運営規約等

1 定款

(役員)

第19条 本商工会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 25人
- (4) 監事 2人

2 役員は、会員又は会員たる法人の役職員でなければならない。ただし、理事は2人以内限り、会員又は会員たる法人の役職員でない者をもって充てることができる。

(役員任免)

第22条 役員は、総代会において選任し、又は解任する。

2 役員を選任又は解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知した総代会においてのみ行うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、役員を選任及び解任に関し必要な事項は、総代会の議決を経て別に定める。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの又は未成年者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの。

5 監事は、会長、副会長、理事又は本商工会の職員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第23条 役員任期は、3年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 運営規約

(役員選任の方法)

第12条 役員選任の方法は、会員又は会員たる法人の役職員である者のうちから、総代会で選挙によって役員候補者を決定し、その候補者について総代会の議決を行う。

2 選挙の方法は、無記名投票とし、投票の多数を得た者を候補者とする。ただし、得票が同数であるときは、くじで候補者を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、総代会出席者の3分の2以上の同意があるときは指名推薦の方法により役員候補者の決定を行うことができる。ただし、この方法による場合は、総代会において役員選考委員を選任し、その役員選考委員の選考によって、役員候補者を決定してその候補者について総代会の議決を行う。

3 五日市商工会役員選任規程

(役員選考委員)

第4条 運営規約第12条第3項に規定する指名推薦の方法により役員選任を行なう場合の役員選考委員は、出席総代の中から各地区ごとに選任する。

(選挙管理人)

第5条 投票により役員選挙を行なう場合は、選挙管理人2人以上5人以内を置くものとする。

2 選挙管理人は、総代会において選任する。

3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務をつかさどる。

(開票及び選挙結果の報告)

第7条 選挙管理人は開票を、役員選考委員は役員候補者の選定を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(役員決定)

第8条 役員候補者が決定したときは、議長は直ちにその候補者を総代会に報告し、役員として選任するかどうかにつき総代会の議決を求めなければならない。